新生児聴覚検査(赤ちゃんの聞こえの検査)

新生児聴覚検査とは・・・

赤ちゃんは、ことばがしゃべれなくても周りの音を聞いて言葉をおぼえ成長していきます。 しかし、生まれつき耳の聞こえに障害があるお子さんが1000人に1~2人いるといわれ、腑覚 障害を早期に発見し、支援していくことが大切と言われています。

聴覚検査は、生後2日目ごろの赤ちゃんを対象に行います。赤ちゃんが寝ている時に専用の器具を頭につけ、音を聞かせて反応があるかを検査します。検査に要する時間は数分で、痛みは伴いません。

【対象者】

- 検査受診日に川辺町に住民登録のある産婦のお子さん
- 生後50日に達するまでのお子さん

【健診内容】

自動聴性脳幹反応検査(自動 ABR) 初回検査及び初回検査で再検査となった場合に行う確認検査

【受診時の持ち物】

新生児聴覚検査受診票兼結果票、母子健康手帳

【費用】

検査の一部(上限3,700円)を助成します

医療機関ではあらかじめ助成された金額が請求されます

※川辺町と契約していない医療機関で受診される場合は受診後に費用の払い戻しを行います

《 償還払い(払い戻し)手続きについて 》

受診後に窓口で費用を全額支払い、領収書と結果が記入された新生児聴覚検査 受診票兼結果票を受け取ってください

- ・申請期間は受診日から6月以内
- 助成上限額は1回3,700円

〈申請に必要な持ち物〉

母子健康手帳、新生児聴覚検査受診票兼結果票、

検査費用のわかる領収書(原本)、印鑑、振込口座がわかるもの(通帳等)

【問い合わせ先】

川辺町役場 健康福祉課 保健センター 電話0574-53-2515

